

特許庁委託事業

**マレーシアの
エンフォースメント機関の実態**

2001年3月

JETRO

はじめに

我が国とアジア太平洋地域との経済的相互依存関係の深まりの中で、今後とも我が国企業の同地域への進出、事業展開のより一層の拡大が見込まれるところ、我が国企業が今後地域社会において事業を展開していく前提として、商標・意匠・特許等の知的所有権が国内のみならず投資先においても適切に保護されることが不可欠となっています。

開発途上国における知的所有権制度は WTO・TRIPS 協定の成立、APEC の進展などを受けて近年急速に整備されてきたものの、いまだに不備な部分が残されており、また制度が存在していても運用面、特にエンフォースメントが適切になされていないため、一般的に投資先としての知的所有権の保護とそれにより生ずる収益の回収が十分になされていない状況がみられます。

特に、アジア太平洋地域においては、商標・意匠を中心にして、我が国企業の製品に対する模倣が相当程度増加しつつあり、我が国企業の真正商品のマーケットシェアおよび企業のイメージに悪影響を及ぼしています。

このような状況下、ジェットロでは、平成 9 年度より特許庁からの委託により、「各国工業所有権情報収集等事業」を実施しています。

12 年度は、北京、上海、香港、ハノイ、マニラ、クアラルンプール、ジャカルタ、ニューデリー、バンコク、ソウル、シンガポールのアジア地域の 11 都市において、現地のジェットロ事務所が特許法律事務所と契約をし、工業所有権の模倣対策に資する情報を収集、同地域における工業所有権の侵害実態を把握、模倣対策の強化に努めようというものです。

また、アジア地域と同様な悪影響が出始めている中東地域（イラン、トルコ、アラブ首長国連邦、サウジアラビア）における工業所有権制度の調査を行いました。

ここに本事業において収集した情報を基に、「マレーシアのエンフォースメント機関の実態」を作成しましたのでお届けいたします。本事業及び本誌が皆様のお役に立てば幸いです。

2001 年 3 月

序文.....	1
第 1 部：マレーシアの知的所有権関連法	2
A . 1972 年取引説明法	2
B . 1943 年価格統制法に基づく価格統制命令（小売業者による価格の表示に関する 1993 年の命令）	4
C . 1980 年価格統制（製造者、輸入者、生産者または卸売業者によるラベル添付）命令	5
D . 2000 年光ディスク法	5
E . 1976 年商標法（2000 年（修正）商標法により修正）	8
F . 1987 年著作権法	10
G . 1952 年映画（検閲）法	13
H . 1967 年関税法	15
I . 1972 年売上税法	17
J . 1984 年印刷機・出版物法	17
第 2 部：政府施行機関.....	19
A . 国内取引消費者省	20
(i) 1972 年取引説明法（TDA）に基づく権限	21
(ii) 1943 年価格統制法に基づく権限	22
(iii) 2000 年光ディスク法に基づく権限	22
(iv) 1987 年著作権法に基づく権限	24
B . 内務省	27
(i) 警察の権限	28
(ii) 1952 年映画（検閲）法に基づく権限	29
C . 財務省	31
(i) 1967 年関税法に基づく権限	32
(ii) 1972 年売上税法に基づく権限	33
D . 地方当局	34
第 3 部：非政府施行機関.....	34
A . 映画産業	35
B . 音楽産業	37
C . ソフトウェア産業	40
D . 著作権特別対策委員会	42
第 4 部：政府機関と非政府機関との相互作用	45
A . 調査・準備段階	45
B . 苦情の申し立て	46
C . 施行	47
D . 起訴	48

第 5 部：民事上の訴訟権と救済.....	48
第 6 部：知的所有権施行の未来.....	52
結論.....	53

序文

この報告書の対象範囲は、マレーシアで知的所有権関連法の施行に携わる各種の政府機関と非政府機関について詳述することである。本報告書では、各機関が採用しているすべて（刑事・民事両方）の法的措置、その効果、我が国の知的所有権保護活動が直面する問題の一部を取り上げる。この報告書の目的は、マレーシアにおける知的所有権関連法の施行機構を概説することである。

本報告書の構成は以下のとおりである。まず、知的所有権やその施行に関するマレーシアのさまざまな法律を紹介したうえで、各法律の施行に責任を負う関連政府機関について説明する。ここでの焦点は、刑事・行政上の施行や起訴、つまり、法律によって与えられた権限に従って管轄省庁の各政府機関が担当する施行である。

第二に、この点で関連のある知的所有権関連法は、著作権、商標、詐称通用に関する法律である。特許と工業デザインの侵害に対して講じうる行政上の措置はないため、本報告書ではこれらの権利に関する法律は取り上げない。

第三に、マレーシアで設立されている非政府機関について詳しく説明し、各機関が具体的にどの分野の知的所有権の施行を委任されているかを明確に示す。ここでは、求められる行政・民事救済も取り上げる。

第四に、非政府施行機関と関連政府機関との相互作用に焦点を当てる。第五に、権利所有者や知的財産所有者が利用できる民事救済について簡単に説明する。最後に、現行の施行構造に見られるいくつかの弱点を明確にしたうえで、政府機関による施行活動を強化して国内における著作権侵害や偽造を抑止するために、どのような改良を加えることができるかについて簡単に論じる。

参照しやすいように、本報告書の各セクションを下表に要約する。

部	対象範囲
I	マレーシアの知的所有権関連法
II	マレーシアの政府知的所有権施行機関
III	マレーシアの非政府施行機関
IV	政府機関と非政府機関との相互作用
V	民事上の訴訟権と救済
VI	知的所有権施行の未来

第 1 部：マレーシアの知的所有権関連法

A . 1972 年取引説明法

内容

1972 年取引説明法 (TDA) は、商標権とコモンロー上の詐称通用に関する権利の行政執行について定めた主要な法律である。TDA に基づき、取引の過程で以下の行為をなすことは刑事上の犯罪となる。

- (a) 商品に虚偽の取引説明を添付すること。
- (b) 虚偽の取引説明を添付した商品を提供するか、供給のために提供すること。

同法第 4 節の定義によれば、「取引説明」とは「性質、名称、数量、大きさ、製造・生産・加工・構成方法、合目的性、強度、性能、精度、物理的特徴、品質、いずれかの者による承認、いずれかの者に対して承認された種類への適合、製造場所・日時、製造・生産者、以前の所有者や用途などの履歴に関する何らかの方法による直接または間接の表示」である。

虚偽の取引説明とは、重度に誤った取引説明である。「取引説明」に関する上記の定義は、権利を侵害する商標や体裁には直接触れていないが、正確な模倣や偽造の場合、実際には合法的製造者が生産していない偽造品のラベルに製造者の名称が複製されるため、当該表示が所有者の権利を侵害している場合もある。

また同法第 16 節は、商標や体裁の登録所有者やコモンロー上の所有者が最高裁判所取引説明命令を求める救済を明確に定めている。

この命令は、第三者の商標や体裁が、登録所有者の商標を侵害するかコモンロー上の所有者の商品を詐称しているため、虚偽の取引説明であると規定するものである。第三者の商標や体裁の合法性に関する宣言的命令と併せて、所有者はこの命令を内国貿易省施行部への苦情申し立ての根拠として利用し、侵害者に対して行政施行機構を発動させることができる。

無許可で商品に商標を使用する行為が虚偽の取引説明を構成するのは、そのような

使用が、実際にはそうではないのに、当該製品が商標所有者によって、もしくは商標所有者の許可やライセンスに基づいて生産されたことを暗示しているためである。

罪と罰

取引説明法に基づき、この犯罪に対する刑罰は、10万リングット以下の罰金か3年以下の禁固もしくはその両方である。再犯または累犯の場合は、最高罰金額が20万リングットに増額され、最高禁固期間が6年間に延長される。

TDAに基づいて有罪判決を受けた法人の場合、規定の刑罰は25万リングット以下の罰金である。再犯または累犯の場合は、最高罰金額が50万リングットに引き上げられる。

雇い主は使用人や代理人の行為に対して責任を負う場合がある。苦情の対象となる作為または不作為が使用人の雇用や代理人への委任の通常範囲に入っていなかったこと、あるいは苦情の対象となる行為が雇い主の同意または黙認なしに実施されたかなおざりにされ、その履行または不履行を防止するために当該事件のあらゆる状況に配慮して行使すべきであったすべての注意を払ったことを証明するのは、雇い主の責任である。

1994年のTDA修正により、取引説明管理者は犯罪を裁判にかけず、同法に基づいて私和する権利を与えられている。科せられる罰金額に上限がないため、この措置は公正を損なうことなく犯罪者取り扱いプロセスを促進しており、裁判所の取扱件数を減らすうえで役立っている。

TDAを施行するのは、国内取引消費者省施行部である。施行部に与えられた具体的な権限については、本報告書の第2部で取り上げる。

B. 1943 年価格統制法に基づく価格統制命令（小売業者による価格の表示に関する 1993 年の命令）

この命令は、1993 年 6 月 1 日施行の 1946 年価格統制法第 13 節 (1)(d) に従って制定されたものである。これは非常に有用な命令であり、知的所有権には関係がないが、この命令に規定される要件に基づいて、命令に従わない偽造品や著作権侵害品が押収される場合も多い。

内容

同命令の規則 3 によれば、商品の小売業者は「当該小売業者の建物で販売のために、もしくは販売する商品のサンプルとして陳列する商品またはその容器の袋に、ラベル、札またはマークを添付し、当該商品のケース当たり価格または単位重量・寸法当たり価格を表示しなければならない」。

商品の性質や大きさが原因で、そのようなラベルや札を添付できない場合は、リストを作成して商品の性質、価格、重量、寸法を明記しなければならない。これらの詳細はマレー語で列挙し、価格はマレーシア・リングットで表示しなければならない。

罪と罰

上記規定のいずれかへの違反は、1943 年価格統制法に定める犯罪である。同法に定める罪を犯した者（法人を除く）に対する刑罰は、1 万 5,000 リングット以下の罰金か 2 年以下の禁固もしくはその両方、再犯または累犯の場合は、2 万 5,000 リングット以下の罰金か 5 年以下の禁固もしくはその両方である。

同法に基づいて有罪判決を受けた法人は、2 万 5,000 リングット以下の罰金を科せられ、再犯または累犯の場合は罰金額が 5 万リングット以下に引き上げられる。

しかし、別表 1 に示されるように 1994 年価格統制（犯罪の私和）規則に基づき、この命令に定める犯罪は私和することができる。私和の最高額は、当該犯罪に科すことのできる最高罰金額の 50% を超えてはならない。

C. 1980年価格統制（製造者、輸入者、生産者または卸売業者によるラベル添付）命令

これも1943年価格統制法第13節(1)(d)に従って制定された命令で、1981年7月1日に施行された。この命令と知的所有権施行との関連性も、ラベル添付に関する法定要件を定めている点にある。

内容

同命令の規則3によれば、製造者、輸入者、生産者または卸売業者は、包装済み商品を販売する場合には、当該製品またはその包装材、袋または容器に、特に以下の詳細を記載したラベルがマークを添付しなければならない。

- 商品の適切な名称
- （必要に応じて）商品の最低重量、数量、分量または容量（包装材、袋または容器に適宜添付する）
- （場合によって）商品の製造者、輸入者、生産者または卸売業者の氏名と住所。輸入品の場合は、製品が製造された国の名称。

必要な詳細を記載したラベルやマークは、マレー語で書かなければならない。商品に添付されたラベルやマークを除去、消去、削除または交換してはならない。

罪と罰

この命令の規定に違反する者は、1943年価格統制法に基づいて有罪とされる。刑罰は上記のとおりであり、この命令に定める犯罪も私和することができる。

D. 2000年光ディスク法

2000年光ディスク法は、2000年9月15日に施行された。この法律は著作権侵害活動を抑止する主要な知的所有権施行法の一つとなり、「光ディスク」に収録された著作権作品の保護範囲を拡大するだろう。

内容

「光ディスク」は、「別表1」に列挙する媒体または装置、もしくはデータをデジタル形式で保存してレーザーで読み取ることのできるその他の媒体または装置」を指して

広く定義され、「レーザーまたはその他の手段で読み取れるデータがすでに保存されているかどうかを問わず、何らかの目的で製造されたそのような媒介または装置をすべて含む」。別表1には、CD-A、CD-V、CD-ROM、CD-I、DVD、LD および MD が列挙されている。

同法は、光ディスク製造者の活動を管理・規制する手段として、製造された光ディスクのライセンスとコード表示に関する強制的制度を定めている。

したがって、光ディスクの製造者はライセンスの取得を義務づけられ、取得しなければ犯罪となる。ライセンスは特定の建物や場所に付与され、ライセンシーがライセンスを受けた建物以外の場所で光ディスクを製造すれば犯罪となる。ただし、複数の場所で光ディスクを製造することを申し出る製造者は、そのすべての場所についてライセンスを申請することができる。

ライセンスが付与されれば、管理者はライセンシーに所定のライセンス料の支払いを要求し、製造者コードを割り当てる。このコードは「規定に従い、一つまたは複数の文字か数字、一つのマーク、記号、シンボルまたは紋章、もしくは文字、数字、マーク、記号、シンボルまたは紋章の組み合わせ」で構成するものとする。

ライセンシーは、製造したそれぞれの光ディスクに、ライセンスに基づいて管理者が割り当てた製造者コードを表示させるものとする。光ディスクの種類や分類ごとに、異なる表示基準が定められている。このコードは製造者の型枠に埋め込み、製造されるディスクに複写する。

管理者は、著作権が存在する作品の違法コピーの製造を防止し、著作権所有者の権利を保護する条件を定めることもできる。ライセンスは、当該ライセンスに定める期間にわたって効力を有するものとする。

罪と罰

製造者コードを捏造したり、製造者コードまたは欺くことを目的にそれに酷似させたマークを悪用したりすることは犯罪となる。捏造を目的に、もしくは製造者コードの捏造に利用できるようにダイス型、版台、機械などの器具を作ったり、製造者コードを捏造するためにダイス型、版台、機械などの器具を処分・所有したりすることも犯罪である。

管理者は、光ディスク法への違反やライセンスに定める条件への抵触など、特定の場合にライセンスを取り消すことができる。ライセンスは管理者の同意がなければ譲渡することができず、ライセンス失効の1カ月前までに更新することができる。

光ディスク法に定める犯罪に対する刑罰は、大まかに以下のカテゴリーに分けることができる。

(i) 光ディスク法第3部に関する犯罪

光ディスク法第3部は、光ディスク製造活動を実施する建物のライセンス取得、付与されたライセンスに定める条件の維持・遵守、ライセンスの表示に関する義務的要件を定めている。

第3部に定める上記規定のどれに違反しても犯罪となる。そのような犯罪に対する刑罰は、法人の場合は50万リングット以下の罰金、累犯は100万リングット以下の罰金である。

科せられる刑罰は、違反者が法人ではない場合は25万リングット以下の罰金か3年以下の禁固もしくはその両方、累犯は50万リングット以下の罰金か6年以下の禁固もしくはその両方である。

(ii) 申請、報告または文書における虚偽の情報や誤解を招く情報の提出に関する犯罪

違反者が法人の場合は50万リングット以下の罰金、累犯は100万リングット以下の罰金である。

違反者が法人でない場合は25万リングット以下の罰金か3年以下の禁固もしくはその両方、累犯は50万リングット以下の罰金か6年以下の禁固もしくはその両方である。

(iii) 一般的刑罰

明確な刑罰が規定されていない光ディスク法に定める犯罪の場合は、有罪判決を受けた者に対する刑罰は15万リングット以下の罰金か3年以下の禁固もしくはその両方、累犯は30万リングット以下の罰金か5年以下の禁固もしくはその両方である。

(iv) 犯罪の私和

光ディスク法には犯罪の私和に関する規定があり、私和の金額は当該犯罪に対する最高罰金額の50%を超えてはならない。

E. 1976年商標法(2000年(修正)商標法により修正)

TRIPS協定に従い、2000年(修正)商標法に、偽造品の国家間移動を抑えるための国際施行措置が初めて盛り込まれた。

この法律はまだ施行されていないため、本報告書ではその施行の条件や範囲について詳しくは論じないが、同法は近い将来に実施されると考えられるので規定の概要を示す。

内容

「偽造商標品」の具体的な定義は、「当該商品に関して有効に登録された商標とまったく同一であるか酷似した商標、もしくは当該商標と本質的に区別できない商標で、この法律に基づく商標所有者の権利を侵害するものを許可なく添付した商品(パッケージを含む)」である。

これまで二つの省、すなわち国内取引消費者省と関税・消費税局を管理する財務省とが、国際移動に関する規定の施行を担当してきた。「公認担当官」の定義は、「1967年関税法に定める適切な関税担当官が、公認担当官に与えられた権限を行使し、課せられた義務を遂行するために財務省が指名し、官報で公開した担当官」のいずれかと考えることができる。

手続き

登録商標権の所有者またはその代理人は、国際的施行に関する規定を実施させるには、商標登録官に申請書を提出し、申請書に明記した日時・場所に取り引目的で輸入されると予想される偽造商標品の輸入に異議を申し立てなければならない。

申請書には当該商品に関する文書や情報を添付し、公認担当官が商品を確認できるようにしなければならない。申請手数料もかかる。その後、登録官は合理的な期間内に申請者に決定を通知する。

申請は、いったん承認されたら、早期に取り下げられない限り承認の日から 60 日間にわたって有効である。その期間中、偽造商標品の輸入は禁止される。

承認が下りたら、登録官は直ちに公認担当官に通知し、指定品の押収や留置など必要な措置を講じさせるものとする。

当該商品の押収に係るであろう債務や費用を政府に弁償し、悪用を防止し、輸入者を保護し、もしくは裁判所が命じる賠償金を支払うために十分な額の保証金を登録官に払う必要がある。

商品の押収に当たっては、登録官、輸入者および申請者に直ちに通知して押収品を合理的に特定できるようにし、通知の日から指定の期間内に侵害に対する措置が講じられなかった場合は輸入者に当該商品を返却することを明記しなければならない。この期間は、終了前に申請者から請求があれば延長することができる。

施行措置

登録官は、申請者と輸入者またはいずれか一方が押収品を検査したり持ち出したりすることを認めることができる。ただし、収集したサンプルを返却し、当該サンプルの損傷を防止するために合理的な配慮を払うなど、必要な措置を講じなければならない。

輸入者は、押収品の没収に書面で同意することができる。ただし、その通知は、押収品に関する侵害に対して何らかの措置を講じる前に出さなければならない。

指定期間の終わりまでに侵害に対して何も措置が講じられず、当該侵害が登録官に通知されなかった場合、押収品はその留置期間の終わりに輸入者に返却される。侵害に対して措置が講じられた日から 30 日以内に、当該商品の返却を禁じる命令を裁判所が下さなかった場合も、当該商品は輸入者に返却される。

侵害に対して措置が講じられなかった場合、不当な損害を受けた当事者は申請者に対する賠償命令を裁判所に申請することができる。したがって修正法は、商標の登録所有者に、国内への偽造品輸入を防ぐ追加的手段を与えている。

政府施行機関が援助し、登録所有者に偽造品の押収・留置に関する行政救済を与え

ているが、これは一時的な救済にすぎず、登録所有者は商標法に基づいて商標侵害に関する民事訴訟を直ちに最高裁に提起しなければならない。修正商標法では、侵害者に刑事上の責任は課せられていない。

商標侵害に関する民事訴訟が提起された場合、同法はさらに、裁判所による追加的救済を定めている。この救済は事件の事情に応じて、条件を満たせば当該商品を輸入者に返却するか、特定期間にわたって引き続き留置するか、政府が当該商品を没収することを命じるものである。登録官または公認担当官には、侵害に関する民事訴訟で意見を述べる権利がある。

しかし、この命令の効力は最終的なものとなる場合があり、当該侵害に関する裁判が終了する前に決定されるため、評価すべき証拠の範囲やその命令を下すための立証責任は規定されていない。

おそらく不当行為がなされる可能性があることを見越してであろうが、同法はさらに「訴訟が却下または中断された場合や、裁判所が侵害は発生していないとの決定を下し、被告が商品の押収によって損失または損害を被ったことを裁判所を納得させた場合、裁判所は申請者に被告への損害賠償を命じることができる」と定めている。これは金銭的損害賠償が適切な補償であるとの仮定に立っている。

さらに同法は公認担当官に、自身が入手した明白な証拠に基づいて偽造商標品とみなす商品を自らの意志で留置するか、その返却を保留する権利を与えている。この措置が誠実に講じられていれば、公認担当官は責任を免除される。この規定に従って商品が押収された場合、輸入者は当該商品の留置に対して上訴することができる。

F . 1987 年著作権法

1987 年著作権法は、知的所有権関連法の中で最も広範な行政施行措置を定めている。著作権法によれば、行政措置を講じる原因は主として、特に音楽、映画、ソフトウェアの各産業における著作権侵害活動の横行である。

内容

著作権登録制度はない。1987 年著作権法に定めるものを除いて著作権は存在しない。

同法の規定によれば、以下の作品は、その特質や制作目的に関係なく著作権保護の対象となる。

- 1) 文学作品
- 2) 音楽作品
- 3) 芸術作品
- 4) 映画
- 5) 録音物
- 6) 放送作品

上記の作品は、当該作品を独創的なものにするために十分な努力を払い、当該作品が執筆、録音などの方法で物質的な形にされている場合に限り、保護の対象になるものとする。

著作権を確保するには、作品が上記の条件を満たしていなければならない。当該作品の制作時に著作者が有資格者、すなわちマレーシアの市民または永住者であるか、マレーシアで設立されたか法人格を与えられた企業でなければならない。ただし、マレーシアで制作された作品については、常に著作権が存在する。

1990年著作権（他国への適用）規則に基づき、作品がベルヌ条約加盟国で制作されたものである場合や、「有資格者」がベルヌ条約加盟国の市民または居住者もしくはベルヌ条約加盟国の法律に基づいて設立された法人である場合、その著作権はマレーシアでも同様に保護される。

著作権所有者は、あらゆる物質的な形での複製、公表、実演、発表または演技、販売・賃貸・貸与・貸付による作品コピーの一般配給、作品全体またはその重要部分の営利目的での一般賃貸を管理する独占的権利を有する。

侵害

著作権所有者の同意を得ずに上記の独占的行為のいずれかを実施するか他者に実施させる行為は、著作権の侵害である。

また、著作権所有者の同意を得ずに制作されたことが分かっているか、当然分かっているべき作品を販売、賃貸、配給または取引目的での展示もしくは著作権所有者に損害を与えるその他の目的で、著作権所有者の同意を得ずにマレーシアに輸入する行

為も、著作権の侵害である。

さらに、著作権法に基づく権利を行使するために著作者が利用する効果的な技術的措置を回避するか、他者に回避させる行為も、著作権の侵害である。

著作権侵害は、電子的権利管理情報を無許可で故意に除去または変更したり、電子的権利管理情報が無許可で除去または変更されたことを知りながら、作品またはそのコピーを無許可で配給するか、配給のために輸入するか、公表したりする場合にも発生する。

罪と罰

著作権法第 41 節の規定によれば、著作権存続中に、販売または賃貸のために著作権侵害コピーを制作する行為、著作権侵害コピーを販売または賃貸するか、取引目的で公開・提示・売却・賃貸する行為、著作権侵害コピーを配給する行為、著作権侵害コピーを個人用・家庭用以外の目的で所有するかマレーシアに輸入する行為、著作権侵害コピーを取引目的で展示する行為、著作権侵害コピーの制作に利用された装置か利用を意図する装置を制作または所有する行為は、犯罪である。

規定の犯罪（装置に関する犯罪を除く）に対する刑罰は、著作権侵害コピー1部につき 1 万リングット以下の罰金か 5 年以下の禁固もしくはその両方、累犯の場合は著作権侵害コピー1部につき 2 万リングット以下の罰金か 10 年以下の禁固もしくはその両方である。

装置の制作または所有に関する犯罪の場合、刑罰は装置 1 個につき 2 万リングット以下の罰金か 10 年以下の禁固もしくはその両方、累犯の場合は罰金額と禁固期間が初犯について定められた対応する最高罰の 2 倍になる。

効果的な技術的措置を回避するか、電子的権利管理情報を無許可で除去または変更するか、電子的権利管理情報が無許可で除去または変更された作品またはそのコピーを無許可で配給し、配給のために輸入し、もしくは公表する行為も犯罪である。

刑罰は 25 万リングット以下の罰金か 3 年以下の禁固もしくはその両方、累犯の場合は 50 万リングット以下の罰金か 5 年以下の禁固もしくはその両方である。

規定の犯罪のすべてにおいて、いずれかの罪を犯したと申し立てられた者が抗弁す

るには、自分が誠実に行動し、著作権が侵害されたと仮定する合理的根拠がないことを証明する。

ある作品の著作権侵害コピーを同じ形で 3 部以上所有する者は、個人用・家庭用以外の目的でそれらのコピーを所有するか輸入したものとみなす。

現在、著作権法には犯罪を私和する規定が盛り込まれている。私和の条件に従って、押収品を返却することもできる。

国際的な著作権侵害防止措置

2000 年（修正）著作権法も施行されており、この修正著作権法に基づいて以前の国際的措置が修正・改善され、商標法との関連で導入された措置に似た国際施行措置が定められた。以前の措置は手続き要件が煩雑だったため、ほとんど利用されなかった。

新法では、著作権所有者は所定の用紙で管理者に申請すれば、一定期間にわたって作品のコピーを著作権侵害コピーとして扱わせることができる。所定の用紙が作成される予定であり、それに著作権所有者の名前を明記し、そのような文書や情報で申請を補足しなければならない。管理者は、申請が承認されたかどうかを合理的な期間内に申請者に通知し、承認する場合は当該コピーを著作権侵害コピーとして扱う期間を指定する。

個人用・家庭用として輸入する場合を除いて、指定期間中は著作権侵害コピーのマレーシアへの輸入は禁止される。著作権侵害コピーの公示期間中の留置に係る債務や費用を政府に弁償するため、管理者に保証金を払う必要がある場合がある。

著作権法第 42 節の規定によれば、著作権保護の対象となる作品の著作権所有者であると主張する者は、宣誓供述書を提出するか誓約を行い、指定の時点で当該作品に著作権が存在し、自分がその著作権の所有者であると述べることができ、この誓約は当該作品の著作権の明確な証明として認められる。登録機関がないため、施行部が著作権侵害品を一斉検挙する際に、著作権作品のコピーを同封したこの誓約を携えていれば有効である。

G . 1952 年映画（検閲）法

この法律は、映画検閲委員会（国家検閲委員会として知られる）による映画の承認・検閲に関する要件を定めているため、映画の著作権侵害を抑えるうえで役立つ重要な

法律である。

内容

映画の制作後 14 日以内に、所有者は当該映画を倉庫に入れなければならない。輸入映画は、委員会の許可を得ずに税関から搬出してはならない。上記の要件への違反は犯罪を構成し、有罪判決が下りれば違反者は最高 1 万リングットの罰金を科せられる場合がある。

さらに、マレーシアで公開する映画はすべて、検閲のために提出しなければならない。委員会の承認を受け、それに関する証明書が発行されない限り、映画を公開してはならない。映画の公開を承認する場合、委員会は公開を許可する証明書を発行するものとし、その証明書は常に映画に添付しておかなければならない。

映画は、以下の場合に公開されたものとみなす。

- (i) 制作中に制作目的で映写するか、検閲目的で映写する場合を除き、8 人（映写機のオペレーターを含む）以上の前で映写する場合
- (ii) 利益または報酬を得るために公開する場合
- (iii) 公開すると宣伝した日時・場所で公開する場合（宣伝の日時・場所と異なる場合を除く）

この法律は、連邦政府がスポンサーである映画、マレーシア国外に引き渡すためにマレーシアで積み換えられる映画、マレーシアで制作されたかマレーシアに輸入されたが、マレーシアで公開することを所有者が意図していない映画（ただし、委員会に適切な通知を出さなければならない）、個人またはその代理人が販売、賃貸、配給、公表、回覧のためではなく個人用に所有する猥褻または低俗でない映画には適用されない。

罪と罰

証明書が発行されていないか、発行されたが何らかの形で無効となり、変更され、もしくは手を加えられた映画を公開、販売、賃貸または配給する行為またはそうさせる行為は犯罪であり、1 万リングット以下の罰金を科せられる。証明書が発行されていない映画を保管するか所有または管理する行為は犯罪であり、1 万リングット以下の罰金を科せられる。

H. 1967 年関税法

関税法は知的所有権とは直接関係がないが、この法律には、マレーシア関税・消費税局（以下「税関」という）が、関税対象品（例えば、たばこ・アルコール製品）の偽造品や著作権侵害品の輸出入に対抗して施行できるようにするための要件がいくつか盛り込まれている。

内容

たばこ・アルコール製品を初め、関税法とその別表に列挙される製品には、輸入品か輸出品かに関係なく関税が課せられる。輸入品の場合、航空・鉄道・海上輸送の通関所が指定されている。輸入者またはその代理人は、すべての輸入品を保税倉庫か認可倉庫、または関税長官が承認した倉庫に入れなければならない。

例外は、商品を郵便で輸入する場合か、保税倉庫のない輸入場所で、所持品だけが入った乗客の手荷物を陸上・海上輸送で輸入する場合である。

倉庫に保管された関税対象品は、関税の支払い後など関税長官が定めるその他の条件を満たさない限り、税関から搬出してはならない。

当該商品を倉庫に入れることなどが義務づけられているかどうかに関係なく、輸入者は、所定の用紙で輸入品を申告するものとする。関税担当官は、書面で通知し、通知の日から 3 日以内に申告書を提出するよう求めることもできる。

申告書には、パッケージの番号と種類、当該関税対象品の価値、原産国について、完全かつ真実の説明を記載しなければならない。虚偽の申告や文書の偽造に対する刑罰は、5,000 リンギット以下の罰金か 12 カ月以下の禁固もしくはその両方である。

禁制品

関税法は、必要な許可または申告なしで輸入された偽造品や著作権侵害品を差し押さえる。それらの多くは、いわゆる密輸品である。「偽造」品や「著作権侵害」品も、この法律でいう「禁制品」の定義に該当する場合がある。

「禁制」品の定義は、「第 31 節に基づく命令かその他の成文法により、無条件または条件付きで輸出入が禁止されている商品」である。関税法第 31 節に基づき、所管大臣には、あらゆる商品または商品の種類について、マレーシア以外の特定の国、地域

または場所との間における輸出入、もしくはマレーシア国内における搬送を無条件または条件付きで禁止する命令を出す権限がある。

1998年6月1日に施行された1998年関税（輸入禁止）命令は、関税法第31節に従って下された省令の一例である。この命令に基づいて、「ビデオおよび録音物用の磁気テープウェブ、カラーコピー機、磁気記録用のフィルムまたはテープ（カセットやカートリッジに含まれるものを除く）、未加工のたばこ」といった特定品目の輸入には、国際貿易・産業省の輸入承認が必要である。

「禁制品」規定は1987年著作権法の既存の通知規定と関連している場合もあるが、権限を与えられている所管大臣は法律によって異なる。しかし、上で強調した1987年著作権法や1976年商標法新规定に従って禁止通知が出されれば、当該商品は「禁制品」となり、それによって関税法に基づく税関の権限が発動される。

罪と罰

密輸、すなわち関税対象品だが税金を支払っていない未通関商品の輸出入に対する刑罰は、初犯の場合は関税の10倍と1万リングットのうち少ない方を下回らず、関税の20倍と1万リングットのうち多い方を超えない額の罰金である。

再犯または累犯に対する刑罰は、関税の10倍か1万リングットを下回らず、関税の40倍と2万リングットのうち多い方を超えない額の罰金か、4年以下の禁固もしくはその両方である。

禁制品の密輸に対する刑罰は、当該商品の価値の10倍と1万リングットのうち少ない方を下回らず、当該商品の価値の10倍と1万リングットのうち多い方を超えない額の罰金である。

被告が反証を挙げない限り、当該密輸品が関税対象品または禁制品であることを被告が知っていたと仮定するみなし規定もある。

映画（検閲）法との関連

映画、レーザーディスク、ビデオテープ、CD-ROMを輸入するには国家映画検閲委員会の認可を得て、国家映画開発公社（FINAS）に手数料を支払う必要があるため、1967年関税法の対象範囲は映画（検閲）法とも結びついている。必要な許可が下り、料金が納められて初めて、税関は当該映画を検閲のために検閲委員会に引き渡す。

I. 1972 年売上税法

売上税法の規定も関税法と関連がある。

内容

関税法に基づいて「関税対象品」に課せられる税金以外に、「課税対象品」に係る売上税がある。「課税対象品」は、「当分の間、売上税を免除されない等級または種類の商品」と定義される。映画、VCD、カセットなどは特に免除されていないため、売上税法の対象になるだろう。

売上税は、国内で消費するためにマレーシアで製造されたかマレーシアに輸入された課税対象品すべてに課せられる。売上税は、営利目的か否かを問わず国内で事業を実施する者が事業の過程で製造した課税対象品に関して、また、国内に課税対象品を輸入した者が当該商品に関して支払う。

事業の過程で課税対象品を製造する者はすべて、上級売上税担当官に公認製造者としてのライセンスを申請しなければならない。公認製造者は、発行されたライセンスに規定する一つまたは複数の場所だけで事業を実施することができる。

罪と罰

売上税法の上記規定の遵守を怠ることは犯罪であり、刑罰は 12 カ月以下の禁固か 5,000 リンギット以下の罰金もしくはその両方である。

J. 1984 年印刷機・出版物法

この法律は内務省の管轄である。同法も知的所有権そのものには直接関連がないが、その要件によって知的所有権の施行を支援する。この法律は、書籍やレコード・スリーブ、レコード・カバーといった文学・芸術作品の無許可複製における著作権施行に関係がある。

内容

印刷機・出版物法によれば「出版物」の定義には、文書、新聞、書籍、あらゆる著作物・印刷物を初め、著作物・印刷物として一般的な性質かどうかにかかわらず、視覚的表現、録音物など、その形態や形状によって、もしくは何らかの方法で言葉や概

念を暗示できるものを包含する物品すべてが含まれる。

この定義は広いため、レコード・スリーブやレコード・カバーの印刷は、おそらくこの法律の対象範囲に入るだろう。さらに、ライセンスを付与されていない者は印刷機を利用のために保持したり利用したりできない、と規定されている。ライセンスは内務省が付与し、一定の条件が課せられ、それに違反した場合は許可を取り消される場合もある。

印刷機とは、別表 1 に定めるとおり、文書を印刷・複写・複製するための機械、装置または物品を指す。別表 1 は、活版印刷、石版印刷など、1 時間当たり 1,000 部以上の速度で印刷できる印刷プロセスを列挙している。

マレーシアで印刷または出版する出版物はすべて、マレー語か英語で読みやすく印刷し、印刷者・発行者の住所、録音物の場合は制作者の氏名・住所を明記しなければならない。

マレーシアに輸入される出版物の場合は、印刷者、発行者または制作者の氏名を出版物が容器の一部に目立つように印刷すれば、この法律を遵守しているものとする。

内務大臣は、写真、解説、著作、音声、音楽、陳述などで、道徳性を損なうか法律に違反している可能性のあるものを含むとみなす出版物について、マレーシアへの輸入を拒否するか、マレーシア国外のその発送者への引き渡しまたは返却を保留する一般的権限を有する。

罪と罰

有効なライセンスなしで印刷機を利用のために保有するか利用するのは犯罪であり、有罪判決が下りれば、3 年以下の禁固か 2 万リンギット以下の罰金もしくはその両方が科せられる。また、利用のために保有するか利用する印刷機でライセンスを付与されていないものは、有罪判決を受けた者がいなくても裁判所によって没収される。

しかし、これらの規定は、印刷・出版事業を除く事業の通常のプロセスで、もしくはその他の合法的な目的で複製された文書の印刷には適用されない。

猥褻な出版物や文書を印刷または制作するか、自分の印刷機で印刷または制作することを許可するのは犯罪であり、刑罰は 3 年以下の禁固か 2 万リンギット以下の罰金

もしくはその両方である。

発行者と印刷者の氏名・住所を明記しないのは犯罪であり、刑罰は 1 年以下の禁固か 5,000 リンギット以下の罰金もしくはその両方である。

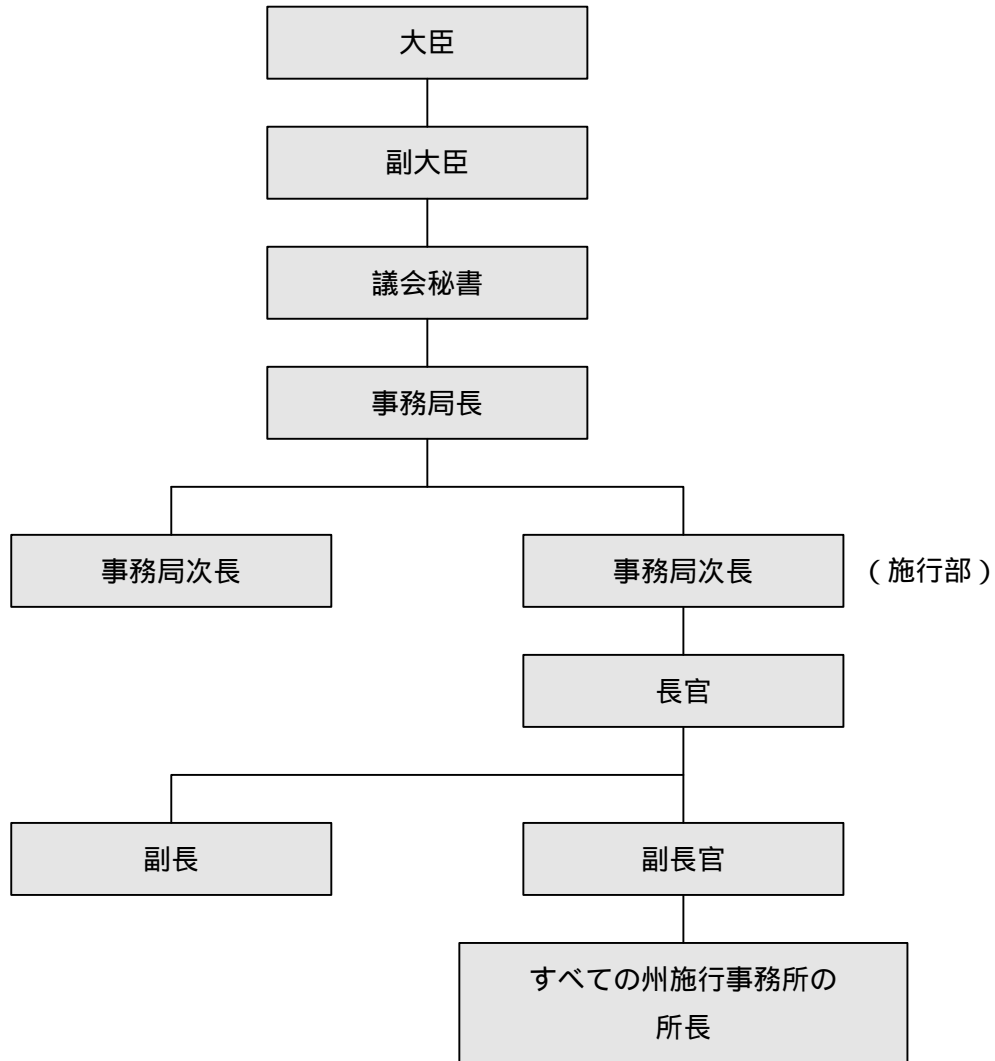
第 2 部：政府施行機関

マレーシア政府では、いくつかの省が直接・間接に知的所有権関連法の行政施行に携わっている。それらの省は、国内取引消費者省、内務省、財務省である。国内のすべての州と連邦区に設立されている地方機関にも簡単に触れる。

各省内にそれぞれ特定の法律の施行に責任を負う機関があり、それによって各省の組織図を示す。

A . 国内取引消費者省

組織図（省と施行部）



施行部は現在、以下の法律を施行する権限を有する。

- 1972 年取引説明法
- 1943 年価格統制法
- 2000 年光ディスク法
- 1987 年著作権法

(i) 1972 年取引説明法 (TDA) に基づく権限

TDA に基づき、施行担当官には、苦情を受け付け、虚偽の取引説明が適用された製品を押収する権限がある。正当な権限を与えられた施行担当官の権利と、罰則規定の施行に当たって担当官が従うべき手続きは、TDA 第 3 部に定められている。この法律は国王に、取引説明管理者と副管理者、管理者補佐を指名する権限を与えており、これらの管理者は刑法典でいう公務員とみなされる。

この場合、省の事務局長を取引説明管理者に、長官、副長官、施行担当官をそれぞれ副管理者、管理者補佐に任命する。

TDA 第 27 節および第 28 節により、管理者と担当官には、試験購入するとともに、関連する建物に立ち入り、この法律に定める犯罪に関する手続きにおいて証拠として必要であると合理的に考えられる商品や文書を検査・押収する権限がある。

また、試験などを目的に商品を押収し、犯罪行為があったかどうか確認することもできる。その性質、大きさ、量が原因で商品や文書を搬出することができない場合、管理者や施行担当官は「あらゆる手段で」その建物や関連する容器を封鎖することができる。

TDA は、それ以外に立ち入る方法がない場合には建物への強制的な立ち入りを認めているが、そのためには治安判事の令状を取得しなければならない。

また管理官補佐には、この法律に基づいて逮捕・捜査・起訴する権限がある。起訴された場合、有罪判決を受けた者がいなくても、商品が犯罪の対象であったか犯罪に利用されたことが証明されれば、裁判所は押収品の没収命令を出す。

起訴されなかった場合、押収品は押収の日から 1 カ月後に、それまでに請求がなければ、没収されたものとみなす。没収品は廃棄または売却することができる。

(ii) 1943 年価格統制法に基づく権限

施行部には、上で焦点を当てた価格統制法と価格統制命令を施行する権限が与えられており、指導的地位にある事務局長が価格管理者を、長官と副長官がそれぞれ副価格管理者、価格管理者補佐を兼任する。

これらの権限には、価格統制の対象となる商品を販売する建物への立ち入りと検査が含まれる。担当官には、商品だけでなく、当該商品が入っているか、犯罪に関連して利用された容器、入れ物、パッケージ、運搬具、その他の輸送手段、さらには建物内で発見された書籍、文書など、この法律に定める犯罪の証拠となる可能性のあるものを押収する権限もある。

商品が押収され、押収から 90 日以内に当該商品に関して申し立てられた犯罪で起訴された者がいなければ、当該商品は被押収者に返却される。90 日以内に訴訟が提起された場合は、提訴を受け付けた裁判所が、当該商品を没収するか返却するかを決定する。

起訴は、価格管理者、副価格管理者、価格管理者補佐、または検察官が指名するその他の者が実施することができる。

(iii) 2000 年光ディスク法に基づく権限

光ディスク法第 7 部は、管理者補佐に与えられた権限の範囲と程度について定めている。施行部は、この法律に定める管理者と管理者補佐の指定職を占めている。

すべての管理者補佐には、予告の有無にかかわらず合理的な時間に、ライセンスを受けた建物に対して捜査、訪問、立ち入り、検査、調査を実施する権限がある。さらに管理者補佐は、ライセンサーが保持する記録、書籍、明細、電子データ、文書の提出を求め、それらを検査、調査、複写することもできる。

管理者補佐には、コンピューターなどに保存された電子データへのアクセスが与えられ、パスワード、暗号コード、解読コード、ソフトウェア、ハードウ

エアなど、電子データを理解するために必要な手段も提供される。

宣誓のうえでの文書情報および必要とみなされる調査に基づき、いずれかの建物で光ディスク法に定める罪が犯されているか、すでに犯されたと考える合理的な理由があれば、治安判事は搜索令状を発行する。

令状は管理者補佐に対して発行され、これにより管理者補佐は昼夜を問わず合理的な時間に、援助を受けて、もしくは受けずに、必要があれば強制的に建物に立ち入る権限を与えられる。管理者補佐は必要と考えれば、いずれかの者を同行させるか、何らかの装置を携行することができる。

管理者補佐は、あらゆる商品、光ディスク、物品、書籍または文書（電子データを含む）など、犯罪の容疑に関する情報を含むか、そのような情報を含むと合理的に考えられ、光ディスク法に定める犯罪の証拠を明らかにする可能性のある資料を搜索・押収することができる。

管理者補佐には、建物であらゆる人物を搜索する権限もある。その性質、大きさ、量が原因で搬出できない物品の場合、押収担当官は、建物内で当該物品または当該物品が入っていた容器を封鎖する。

搜索令状の取得が遅れば捜査に悪影響を及ぼすか、犯罪の証拠が変更、搬出、損壊または廃棄される可能性があるかと管理官補佐が考える合理的根拠がある場合には、搜索令状なしで済ませることができる。

押収品のリストを作成し、その写しを建物の占有者に交付しなければならない。管理官補佐には逮捕権はないが、事件に関する事実・状況に詳しいと思われる者に立ち会い請求書を発行することができ、請求された者は要求に従って立ち合わなければならない。要求に応じない場合、治安判事は、その者の立ち会いを要求する召喚状を発行することができる。

管理官補佐はその者を口頭で尋問ことができ、そこでの陳述は可能であれば文書にまとめ、陳述した者に内容を確認させて必要な変更を加えたうえで署名させる。

当該陳述は、それが自白に相当するかどうか、その者が光ディスク法に定める犯罪で告発される前になされたか後になされたかを問わず、法廷に提出でき

るものとする。ただし、当該陳述は誘導、脅迫または約束によってなされたものであってはならず、逮捕後に陳述させる場合は、まず法定の注意を与えなければならない。

起訴されなかった場合、押収の日から 1 カ月以内に請求がなければ、押収品は没収されたものとみなす。光ディスク法に基づく起訴は、検察官が提起するか書面で同意する場合を除いて提起してはならない。

光ディスク法は、情報提供者にも保護を与えており、法廷に提出される可能性のある文書や証言で情報提供者の身元・住所を伏せておくことを定めている。情報提供者には報酬として、有罪判決が下りた場合に違反者に科せられる罰金の一部も与えられる。

2001 年 3 月 19 日に首都で、施行部は警察と協力しながら初めて 2000 年光ディスク法に基づく一斉検挙を実施した。2001 年 3 月 20 日付『サン』紙のニュース記事によれば、総額 75 万リングットを超える加工済みディスク、自動ディスク印刷機、複数の関連機器、化学薬品、CCTV ユニット 1 台が押収された。物品を搬出するまで建物は封鎖された。推定 2 万 3,000 枚の VCD が押収され、そのほとんどが映画だった。

(iv) 1987 年著作権法に基づく権限

著作権法第 7 部に施行権が定められている。所管省の事務局長が著作権管理者に、長官、副長官、補佐官がそれぞれ副管理者、管理者補佐に指定されている。

著作権法第 44 節によれば、治安判事に宣誓のうえで情報を提供するのとは以下の場合である。

- (a) 建物内に作品の著作権侵害コピーがあると疑う合理的根拠がある場合
- (b) その著作権侵害コピーの制作に利用された装置が当該建物で見つかった場合
- (c) 第 41 節に定める刑事上の犯罪が当該建物で行われている場合

治安判事は、著作権管理者補佐に令状を発行し、管理者補佐と他の施行担当

官が昼夜を問わず合理的な時間に建物に立ち入り、財産を捜索および／または押収する権限を与えることができる。

管理者補佐が、受け取った情報に基づいて、捜索令状の取得が遅れば、著作権法に定める犯罪に利用されたか、今後利用されるであろうコピー、装置、物品、運搬具、書籍または文書が搬出または廃棄される可能性があると考え、合理的根拠がある場合は、捜索令状なしで済ませることができる。

著作権侵害コピー、著作権侵害コピーの疑いのあるコピー、著作権侵害コピーの制作に利用されたか、利用することを意図しているか、利用することのできる装置、物品、運搬具、書籍または文書は、それらを治安判事に提出することを条件に押収することができる。その場合、治安判事は、著作権法に基づいて捜査または起訴するため、管理者補佐が押収品を保管するよう指示することができる。

押収品を治安判事に提出することができない場合は、代わりに押収報告書を提出する。当該物品が大きすぎるか扱いにくいために押収できない場合は、当該物品が見つかった建物または容器を封鎖することができる。

担当官は、強制的に建物に立ち入り、立ち入りを妨げる障害を取り除き、強制的に捜索または押収し、必要があれば、その場所にいる者を捜索終了まで引き留めておくことができる。

担当官は、財産を押収された者に、すべての搬出物のリストを提供しなければならない。ある場所への立ち入りを拒否する行為、管理官補佐の立ち入りを暴力で威嚇し、妨害し、邪魔し、遅らせる行為、犯罪や犯罪の容疑に関する情報など、当人に合理的に提供を要求することができ、当人が提供する知識または権限を持っている情報の提供を拒否する行為は、犯罪となる。

管理者補佐には、捜査を実施して治安判事裁判所に起訴する権限がある。

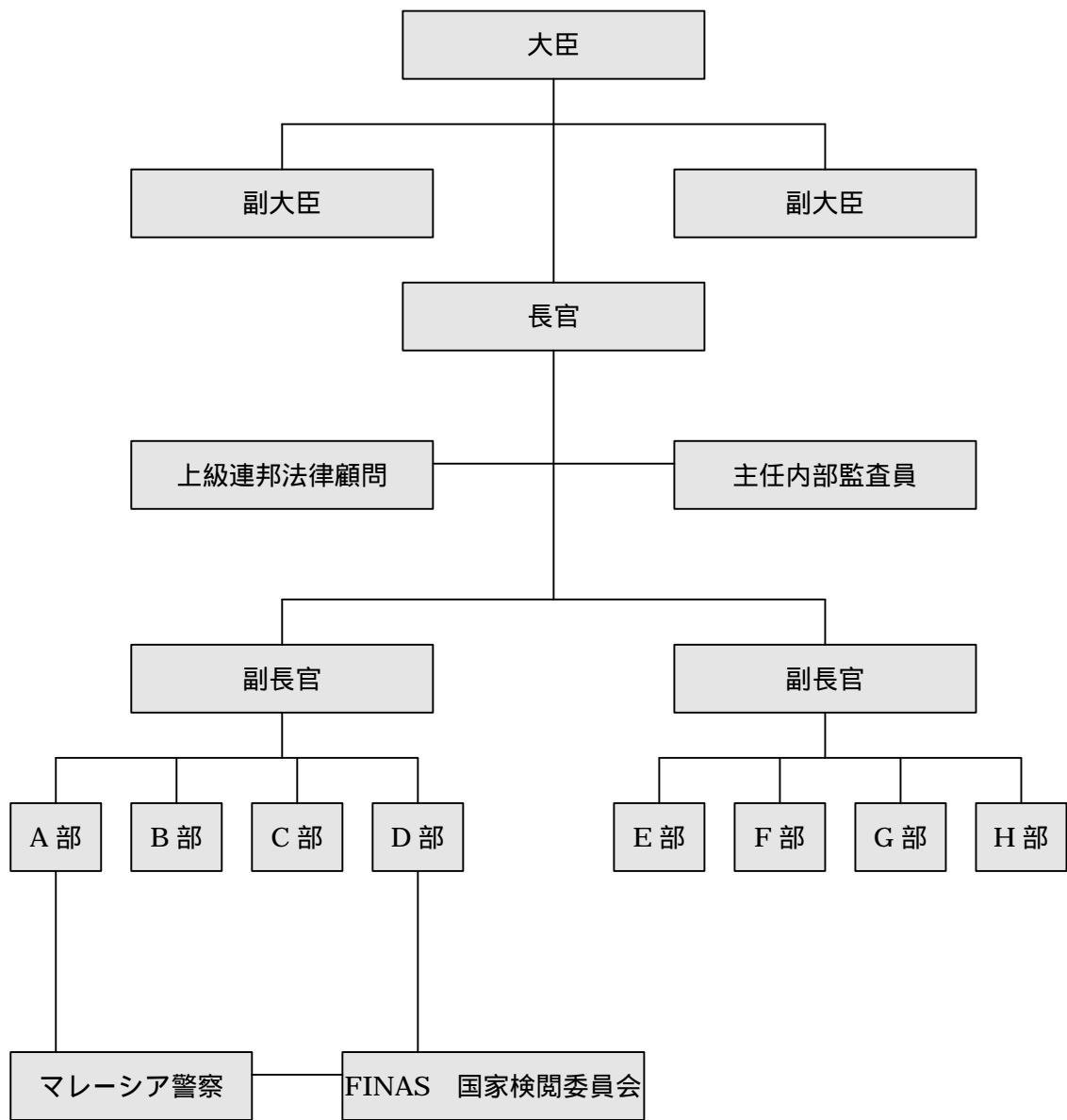
物品の没収に関して、被告が有罪判決を受けるかどうかにかかわらず、裁判所は裁判の終わりに、押収品を廃棄するか、著作権侵害コピーの場合は著作権所有者に引き渡すよう命じることができる。

起訴されなかった場合、押収品は押収の日から 1 カ月以内に請求がなければ、

1 カ月が経過した時点で没収されたものとみなす。没収品は管理者の判断により、廃棄するか著作権所有者に引き渡すことができる。

情報提供者の身元の保護に関しても同様の規定があるため、情報提供者の氏名や住所は民事・刑事手続きで公表してはならない。証拠として提出された書籍や文書に情報提供者の身元が記載されている場合、情報提供者に関する部分は隠すか削除することができる。

B. 内務省



内務省に属する二つの施行担当機関は、警察と、印刷機・出版物・検閲の管理を担当する C 部である。

商事犯罪部の下にある警察には、以下の法律を施行する権限がある。

- 1943 年価格統制法
- 2000 年光ディスク法
- 1987 年著作権法
- 1952 年映画（検閲）法
- 1967 年関税法
- 1984 年印刷機・出版物法

内務省 C 部、もっと詳しく言えば国家検閲委員会と内部施行部門のある FINAS が、1952 年映画（検閲）法の施行を担当している。

(i) 警察の権限

➤ 1943 年価格統制法

警部補以上の階級にある警察官は、施行と起訴に当たって、この法律で施行部に与えられた上記と同一の権限を行使することができる。

➤ 2000 年光ディスク法

警部以上の階級にある警察官には、この法律を施行する権限がある。その権限は、内国貿易・消費者問題省施行部に与えられた上記の権限と同様である。

➤ 1987 年著作権法

警部以上の階級にある警察官は、管理者補佐と同一の施行・起訴権を行使することができる。これらの権利・権限は、前セクションで詳述したとおりである。

➤ 1967 年関税法

1967年関税法の施行権に関する規定について、以下に詳しく説明する。1967年関税法第8節により、警部以上の階級にある警察官はすべて、同法に基づいて上級関税担当官に与えられたすべての権限を有し、これを行行使することができる。

警部よりも下の階級にある警察官はすべて、同法に基づいて関税担当官に与えられたすべての権限を有し、これを行行使することができる。

➤ 1984年印刷機・出版物法

この法律に基づき、公認担当官、すなわち警察官には広範な搜索・押収権が与えられている。同法に違反して保持または利用される印刷機、印刷または輸入された新聞、発禁処分を受けた出版物があると合理的に疑われる場合、治安判事は搜索令状を発行することができる。

発行が遅れれば搜索対象が損なわれる可能性があると考えられる合理的根拠のある場合は、令状なしで済ませることができる。公認担当官は、発禁出版物を含んでいる疑いのあるパッケージや物品を差し押さえ、開封し、調査することができる。また、印刷機や出版物など、この法律に定める犯罪の証拠と考える理由のある物品を押収する権限もある。

押収品はすべて没収され、押収品に関して起訴されなければ、押収通知書の送達日から1カ月後に没収されたものとみなす。

また、この法律に定める罪を犯しているところを確認された者、そのような罪を犯しているか、すでに犯したか、これから犯そうとしているか、だれかを説得または教唆して犯させようとしていることが合理的に疑われる者を令状なしで逮捕する権限もある。

(ii) 1952年映画（検閲）法に基づく権限

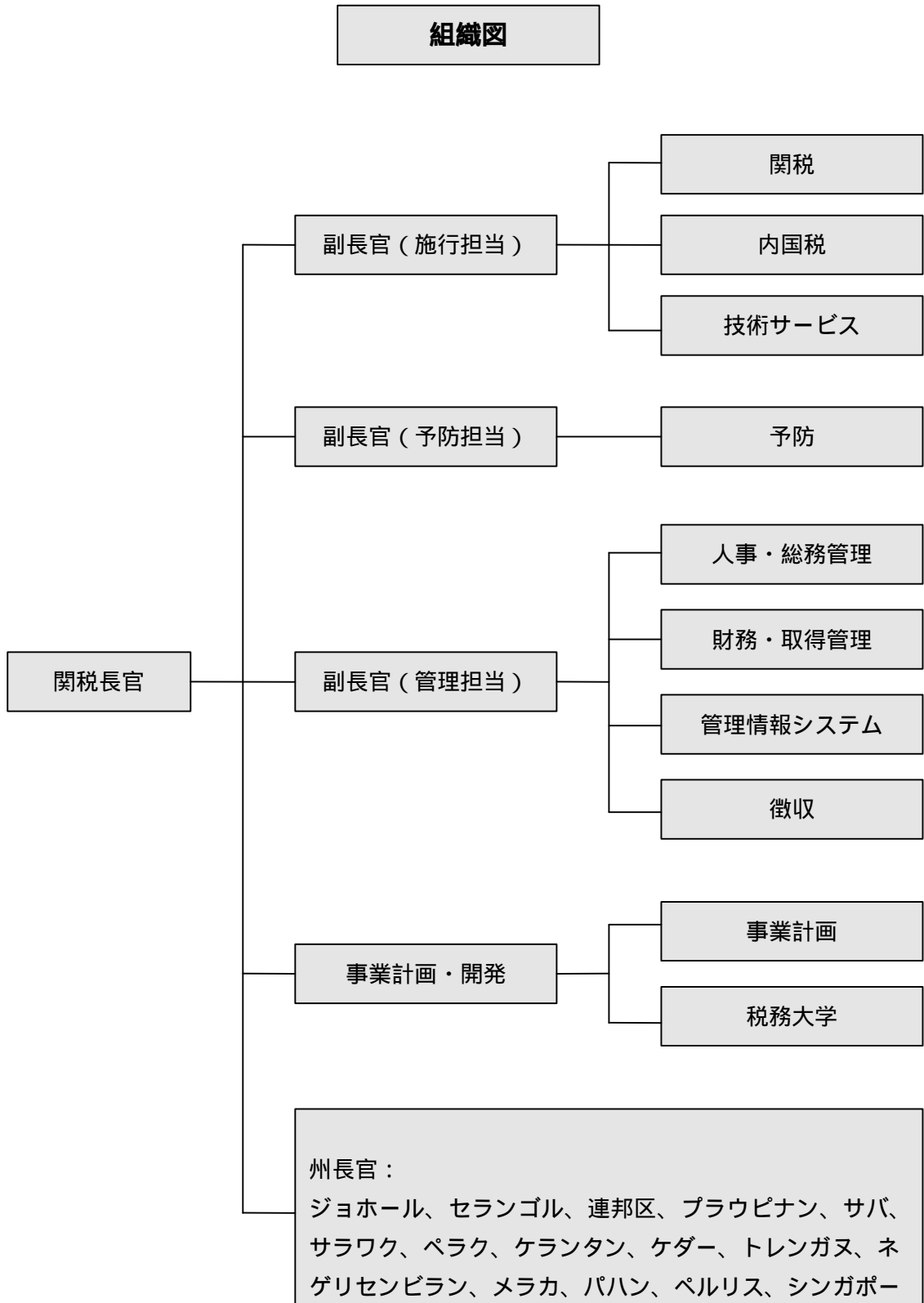
映画検閲委員会は、委員長、副委員長、63人の委員からなり、全員が国王に指名される。この法律に基づく承認、分類、証明書発行に責任を負う検閲審査会があり、同法に定める「映画検査官」の役割・機能を果たす内部施行部もある。

映画検査官や副署長以上の階級にある警察官には、令状なしで建物に立ち入

って捜索し、人を引き留めて捜索し、この法律に定める罪を犯している映画やその一部または映画宣伝資料が見つかる可能性があると考え合理的根拠があれば、発見される可能性のある映画やその一部または映画宣伝資料で、当該犯罪の証拠になりうるものを押収する権限がある。

映画検査官または副署長以上の階級にある警察官は、この法律に定める罪を犯したことが合理的に疑われる者を逮捕・拘留することもできる。

C. 財務省



(i) 1967年関税法に基づく権限

この法律に基づき、関税・消費税局は次の主要担当官で構成される。すなわち、関税・消費税局長、副局長、局長補佐、部長、上級部長補佐、部長補佐である。また、関税・消費税上級管理者、管理者、管理者補佐、主任関税担当官、上級関税担当官、関税担当官もいる。

上記の職員以外に、差し当たり上級関税担当官がいない地区の地区担当官または地区担当官補佐は、この法律に基づいて上級関税担当官に与えられた権限すべてを有し、これを行使することができる。

宣誓のうえでの情報および必要とみなされる調査に基づき、住宅、店舗、その他の建造物または場所に、禁制品や未通関品、この法律に基づいて没収の対象となる商品が隠匿または預託されていると考える合理的な理由があれば、治安判事は令状を発行することができる。

発行された令状によって、担当官は、その住宅、店舗、その他の建造物または場所に立ち入り、この法律に定める犯罪に関する情報を含むと合理的に考えることのできる商品、書籍または文書を検索・押収する権利を与えられる。この令状に基づき、その住宅、店舗、建造物または場所において、上記商品を所有していることが確認されたか、当該商品を隠匿または預託していることを担当官が合理的に疑う者を逮捕することもできる。

必要があれば、担当官はどんな場所にでも強制的に立ち入り、立ち入りを妨げる障害を除去し、そこにある商品または文書を検索・押収することができる。捜索令状の取得が遅れれば当該商品が搬出される可能性があるとして担当官が考える合理的根拠のある場合は、令状なしで捜索を実施することができる。

この法律に反する罪を犯したか犯そうと試み、もしくはそれを援助または教唆したことが確認された者、未通関品や禁制品、この法律に基づいて押収の対象となる商品を所有していることが合理的に疑われる者も、令状なしで逮捕することができる。

この法律またはこの法律に基づいて制定された規則に定める犯罪に関する起訴は、上級関税担当官か、その代理として長官から書面で特別に権限を与えられた関税担当官が行うことができる。

当該商品の関税が支払われたかどうか、それらが合法的に輸入または輸出されたかどうかを立証する責任は、被告側にある。

起訴された場合、裁判所は、この法律への違反があり、当該商品が犯罪の対象であるか犯罪に利用されたことについて納得すれば、当該犯罪で有罪判決を受けた者がいなくても、当該商品の没収命令を出すことができる。

没収品に関して起訴されなければ、当該商品またはそれに起因する収入は取り上げるものとし、当該商品の没収日から 1 カ月以内に当該商品またはそれに起因する収入に対する請求がなされるか、この法律の他の規定に従って申請書が提出されない限り、1 カ月が経過した時点で没収されたものとみなす。この法律には、没収品を返却することのできる規定がそのほかにも数多くあるが、その根拠や手続きについては本報告書では詳述しない。

担当官がこの法律に基づいて犯罪を私和し、押収品の返却を認める一般的規定がある。上級関税担当官は最高 500 リンギット、関税担当官は最高 100 リンギットまで私和することができる。

(ii) 1972 年売上税法に基づく権限

関税長官は、この法律を実施する権限を有する。部長以上の階級にある関税担当官はすべて、長官の全般的指示・監督に従うことを条件として、この法律に基づいて長官に与えられたすべての権限を有し、これを行行使するものとする。

担当官には、検査、搜索、押収および逮捕に関して、関税法で与えられたものとほぼ同じ権限がある。上級売上税担当官は、商品サンプルを採取し、それらが売上税の対象となる種類の商品かどうかを確認することができる。

担当官は、製造者または輸入者が事業を実施する場所や建物にいつでも立ち入ることもできる。さらに、製造者または輸入者に書籍、文書などの提出を求め、それを検査、押収、留置することができる。担当官は強制的に建物に立ち入り、必要と考える容器を開けることができる。

この法律に定める罪が犯された場合、課税対象品は没収される。押収品の没収に関する条件と手続きは、上述の関税法の規定と同様である。

D. 地方当局

1976 年地方政府法は、連邦区も含めてマレーシア全州に設立されている地方当局の管理と権限について定めている。

そのような地方当局として、場合により市議会、地方議会、地区評議会が挙げられるだろう。地方当局は、各州の州政府が統治する。マレーシアには 13 州と三つの連邦区がある。それぞれの地方当局は、首長と州当局が任命する 8 人以上の議員とで構成しなければならない。地方当局はすべて法人であり、継続的に存続する。

知的所有権の施行に関係があるのは、公共施設の管理に関する地方政府法第 7 部と食品・市場・衛生設備・生活妨害規則に関する同法第 9 部とに定める地方当局の権限である。地方当局には、これらの問題を管理する州当局の承認を得ることを条件として、条例を制定する権限がある。

間接的に知的所有権を施行する種類の条例の一つは、無認可・無許可の行商を禁止する条例である。ほとんどの著作権侵害品や偽造品は、無認可の末端小売業者（行商人）からなる流通ネットワークを通して販売されている。したがって一般に地方当局は、違法品と併せて売店も一斉検挙し、押収している。条例に定める犯罪に対する刑罰の上限は地方政府法で定められており、罰金は 2,000 リンギットを、禁固は 1 年を超えてはならない。

地方政府は権限を与えられており、著作権侵害や偽造を根絶するうえでますます大きな役割を果たすようになってきているため、以下に説明する著作権特別対策委員会のメンバーとなっている。

第 3 部：非政府施行機関

分かりやすく順序立てて説明するには、主要な非政府施行機関を各機関が代表する産業別に分類すればよい。

以下に列挙する非政府機関はすべて著作権の施行に携わっている。これらの機関は、上で強調した各種政府施行機関が可能な限り著作権侵害品を押収し、侵害者を起訴できるようにするその他の現行法の全部または一部も利用している。

A. 映画産業

映画の著作権を施行しているマレーシアの非政府組織は、1999年設立の映画・ビデオ保護サービス(M) Sdn. Bhd. (FVPS)で、国際映画協会(MPA)に加盟している。FVPSは国内の映画制作会社だけでなく、国際的にも主要映画会社を代表している。

FVPSは、著作権の保護・施行に関する政策に影響を及ぼすロビー団体である。押収成功率も高く、2000年の押収品総数の内訳は以下に示すとおりである。

月	その他の押収				標的の種類			
	押収したVCDP	押収した運搬具	コンピューター	テレビ	工場	倉庫	インターネット	小売店
1月	8	-	3	9		-		35
2月	3	-	-	3		-		28
3月	-	1	-	-	1	6		5
4月	-	-	-	-		4		59
5月	-	-	-	-		4		54
6月	-	-	-	-		9		13
7月	-	-	-	-		5		-
8月	-	-	3	-		6	2	4
9月	-	1	3	-	1	3	2	9
10月	7	-	-	5	1	4	-	10
11月								3
12月					1	1		
合計	18	2	9	17	4	42	4	220

月	一斉検挙				一斉 検挙 件数	押収				押収品総 数
	MDT C	警察	税関	その 他		VCD	CDR	LD	VHS	
1月	35	-	-	-	35	8,487	74,675	77	-	83,239
2月	28	-	-	-	28	9,435	56	-	-	9,491
3月	7	-	5	-	12	764,606	-	-	-	764,606
4月	61	-	-	1	62	191,431	-	-	86	191,517
5月	57	-	2	-	59	327,513	-	-	2,485	329,998
6月	2	-	8	12	22	679,426	-	-	100	679,526
7月	1	2	-	2	5	215,920	-	-	-	215,920
8月	-	2	-	10	12	76,071	-	-	65	76,136
9月	12	2	-	1	15	126,106	-	-	-	126,106
10月	12	1	-	2	15	98,427	-	-	-	98,427
11月	3	-	-	-	3	972	-	-	-	972
12月	1	-	-	1	2	32,321	-	-	-	32,321
合計	219	7	15	29	270	2,530,715	74,731	77	2,736	2,608,259

FVPSの主要ターゲットは著作権侵害ディスクの製造であり、第二の標的は小売業者の流通ネットワークである。インターネットを通しての著作権侵害も、ますます大きな脅威になっている。FVPSは、マレーシアから他国に著作権侵害コンパクトディスクを売却・販売・配給するためにインターネットを利用した2社の検挙に成功した。

映画の輸入・配給・公開には各種機関、すなわち FINAS、国家検閲委員会、税関の認可・許可が必要とされるため、第2部で論じた法律のほとんどすべてを利用して、映画著作権の間接的施行を同じように支援することができる。したがって検察官の自由裁量で、主要著作権法と適用される各種の法律に基づいて違反者を告発することができる。

各種の政府施行機関との協力・相互作用については、本報告書の第4部で詳しく論じる。FVPSは各種の省庁・政府施行機関の力を結集して著作権侵害映画VCD等のメディアを検挙・押収するうえで、最も革新的で工夫に富む機関である。

主な目的は著作権法に基づいて侵害者を起訴することだが、その他の圧力団体や民間施行機関もあるうえ、施行部の人的資源が限られているため、映画著作権の侵害を

効果的に抑えるために必要とされる十分な検挙を実施することができない。

したがって必然的に、一つの著作権侵害映画 VCD が、複数の省庁が管轄する各種の法律に基づく多様な犯罪に関係しているため、他の政府部局からも支援を受けている。つまり、ある省庁の特定施行機関が特定の法律に基づいて一斉検挙・押収・起訴するだけでなく、著作権法に基づき、同じ押収品に関して違反者がさらに告発される場合もある。

この点で、著作権法では FVPS にとって警察と施行部が主要政府施行機関だが、適切な施行を確保するために、FVPS は他の省庁の施行部門をうまく動かし、著作権法に定める犯罪の起訴を間接的に支援させている。これは主として、あとで取り上げる著作権特別対策委員会の設置によって支援されている。

B. **音楽産業**

マレーシアの音楽産業は、以下に列挙するマレーシア音楽協議会傘下団体に組織化されている。

- マレーシア・レコード産業協会
- マレーシア音楽家組合
- マレーシア・ライブ・エンターテイメント・プロモーター協会
- PENYAR (政府系ラジオ・テレビ放送協会)
- マレーシア音楽産業アカデミー協会

以下の組織は近い将来にマレーシア音楽協議会に加盟するだろう。

- マレーシア・インド・レコード産業協会
- マレーシア中国芸術家協会
- フォノグラム・パフォーマンス・マレーシア Sdn. Bhd.
- 音楽著作権保護協会

- マレーシア商業ラジオ協会（商業ラジオ放送会社の団体）
- マレーシア実演家・芸術家権利協会 Sdn. Bhd.

音楽産業の主要施行団体（うち 2 団体は国際レコード産業連盟（IFPI）に加盟）は、以下に示すとおりである。

RIM

マレーシア・レコード産業協会（RIM）は、マレーシアの全レコード会社が加盟する業界団体である。マレーシアの主要レコード会社は、多国籍主要レコード会社の系列会社か子会社であり、マレーシアで著作権を保護されている外国作品に関して各多国籍レコード会社が締結した協定に基づき、独占的ライセンスを付与されている。RIM は 1979 年に設立され、現行加盟企業数は推定 60 社である（企業会員しか認められない）。

RIM は協会登録簿に登録され、レコード会社と音楽産業全般の利益を推し進める圧力団体である。RIM は IFPI に加盟し、IFPI とほぼ同じ方針・目的を採用している。

RIM には、フォノグラフィック・パフォーマンス・マレーシア Sdn. Bhd.（PPM）と RIMCOP Sdn. Bhd.（RIMCOP）の二つの施行機関がある。どちらの機関も、指名された公認の RIM 代表が両社の株式を所有することによって RIM の関連会社になっている。

PPM

PPM は、1987 年著作権法が制定された翌年の 1988 年に設立された。PPM は主として、著作権法第 4 部 A に従い、レコード会社を代表する徴収機関の役割を果たしている。同法はライセンス付与機関を認め、ライセンス制と付与条件に関する問題を著作権裁判所に委ねることを定めている。

同法第 4 部 A は、以下のライセンスに関して文学・音楽作品のライセンス付与機関に適用される。

- (i) 作品の複製
- (ii) 作品の実演・発表・公演
- (iii) 有線による作品の放送・伝達

(iv) 作品の一般配給

この点で PPM は、同法でいう上記(ii)に関してライセンス付与機関の役割を果たしている。著作権法によれば、録音物は保護対象作品であり、その著作権所有者には公衆への当該録音物の実演・発表・公演を管理する独占的権利がある。

要するに、録音物の公演は PPM による施行の対象に入る。PPM は、ロイヤルティーの徴収に関する民間著作権施行機関である。PPM は録音物演奏のライセンス料やロイヤルティーの徴収に当たって、レストラン、クラブ、パブ、カラオケラウンジ、宴会、パーティーといった場所を対象としている。標準料金は、観客数、公演回数、場所などの要因を初めとする複数の基準に基づいて定められている。

しかし、クラブやレストランの経営者が、PPM の要求するロイヤルティーやライセンス料の支払いを拒否し、当該録音物を引き続き再生する場合、関連レコード会社は著作権侵害に基づき、所有者に対して民事訴訟を起こすことができる。

著作権法第 41 節(3)に定める罪が犯されたことについて、警察が施行部に苦情を申し立てることもできる。同節によれば、「文学・音楽作品を公演させる者は、自分が誠実に行動していること、公演によって著作権が侵害されないことを裏付ける合理的な根拠があることを証明できなければ、本項に定める罪を犯したものとみなす。」

これはさらに行政施行や起訴に至る場合もある。この意味で、PPM はレコード会社の権利を規制するだけでなく、レコード会社に代わって録音物の著作権も施行している。

PPM は IFPI に加盟しており、IFPI 実演権委員会の常任委員になっている。同委員会は、全世界の徴収機関の方針・管理・運営を決定する。

RIMCOP

RIMCOP Sdn. Bhd. は 2000 年に設立されたばかりで、その主要な任務・目的は音楽作品の著作権侵害を抑えることである。したがって、代表する産業が異なる点を除いて、FVPS と同じ機能を果たし、同じ目標を掲げている。エンドユーザー・レベルでの施行に照準を絞っている PPM と違って、RIMCOP は FVPS と同様に製造・流通拠点での著作権侵害の根絶に焦点を当てている。

MACP

さらに、作詞家・作曲家からなる音楽作品著作权者を代表する徴収機関として著作権を施行するために、音楽著作権保護協会 Bhd. (MACP) という会社が設立されていることにも触れておく。MACP には企業会員だけでなく個人会員もあり、だれを代表しているかを除いて PPM と同じ役割・機能を果たしている。

MACP は、上記の著作権法第 4 部 A 第 (ii) 項に定める権利に関するライセンス料徴収機関である。PPM 同様に MACP も、当該経営者がロイヤルティーの支払いを怠ったり拒否したりした場合には施行部に援助・支援を求める。

実演家の権利

マレーシアでは 2000 年著作権（修正）法により、初めて実演家の権利が導入された。同法は実演家に、ライブ・パフォーマンス（当該公演そのものがパフォーマンスの生放送である場合を除く）の公演、未公演のパフォーマンスの公演、当該公演の再現（実演家の同意を得ずに公演が行われた場合、実演家が同意したものと異なる目的で再現する場合、もしくは当該公演が明白に認められた独占的管理権の例外に従って行われたが、認められた例外とは異なる目的で再現された場合）を管理する権利を与えている。

この独占的権利は、ライブ・パフォーマンスかそのコピーを売却等の所有権移転や賃貸（賃貸コピーの所有権は問わない）によって一般向けに初公演する場合にも適用される。

これらの新しい規定を踏まえて、実演家に代わってロイヤルティーを徴収するために新しいライセンス付与機関が設立される予定である。実演家・芸術家権利協会 Sdn. Bhd. は、この目的のために設立されるが、本報告書執筆時点では、組織機構やメンバー、ライセンス制について具体的な内容はまだ固まっていない。

関連政府施行機関との相互作用については、本報告書の第 4 部で詳しく論じる。

C. ソフトウェア産業

マレーシア・ビジネス・ソフトウェア同盟 (BSA) は世界ビジネス・ソフトウェア同盟の傘下団体であり、1989 年から国内のコンピューター・プログラム著作権の施行を担当している。

BSA のメンバーは、全世界、政策、地域、国内の 4 大カテゴリーに分類される。世界メンバーとは BSA を通して全世界で著作権を施行するマイクロソフトのような国際メンバーを指し、地域メンバーとは地域レベルだけで活動する著作権所有者のことである。

政策メンバーは、国内外で BSA の目標・使命・原動力を決定する固定的・永続的メンバーである。最後に、BSA はコンピューター・プログラム全般においてマレーシアの文学作品著作権所有者をも代表している。

BSA は施行部や警察、時には税関と提携してメンバーの著作権を施行しているだけでなく、この業界に有利な政策・意思決定を求めて政府に圧力をかけてもいる。

BSA はエンドユーザーを対象としており、他の民間施行機関と同様に独自の監視・情報チームがある。著作権侵害活動の一斉摘発の成功につながる情報の提供者に賞金を出し、さらに施行を強化している。

一般に企業、特に情報技術産業の企業がターゲットであり、対象企業が大きいほど、より大きな成功例を一般大衆に示すことになる。BSA は行政施行機構を利用するとともに、独自の条件で和解に達しなければ、特定の関連メンバー（主にマイクロソフト）を通して侵害者に対する民事訴訟も辞さない。

和解条件は通常、BSA が施行する著作権の侵害に対する本案的差止命令の実施、著作権を侵害されたメンバーに対する金銭的補償、公の謝罪やプレス・ステートメント、例えば認可ソフトウェアの購入によるコンピューター要件の遵守などである。

昨年、BSA は数多くのキャンペーンを実施した。「クラックダウン 2000 (2000 年取り締まり強化)」運動を開始し、違法ソフトウェアの利用に関する情報の提供者に多額の報酬を提供した。また施行部から多くの企業に警告文を送り、期間を限定してソフトウェアを合法化する機会を与えた。その後、要求に応じなかった会社に対して厳しい措置を講じた。

BSA と各種の政府施行機関との相互作用については、以下でさらに詳述する。

D. 著作権特別対策委員会

マレーシア政府は、特に景気後退の結果として増えている著作権侵害と闘うべく協調的に努力し、1999年4月に著作権特別対策委員会を設置した。

この対策委員会は、官民両方の施行機関・団体で構成され、内国貿易・消費者問題省の事務局長が長を務めている。メンバーは以下のとおりである。

- 国際貿易・産業省 (MITI)
- エネルギー・電気通信・マルチメディア省
- 法務長官室
- マレーシア警察
- 関税・消費税局
- マレーシア国家映画開発公社 (FINAS)
- 国家検閲委員会
- マルチメディア開発公社 (MDC)
- 各地方政府当局
- 音楽著作権保護協会 Bhd. (MACP)
- 映画・ビデオ保護サービス Sdn. Bhd. (FVPS)
- ビジネス・ソフトウェア同盟 (BSA)
- ソフトウェア出版者協会
- マレーシア・レコード産業協会 (RIM)
- 映画協会 (MPA)

知的所有権の施行において警察と税関が果たす各自の役割については、各種の法令に基づいて、これまでの各セクションで詳述したとおりである。

MITI が対策委員会に加わっているのは、製造活動へのライセンス付与、製品の輸入、著作権侵害品の移動の重要部分である国際貿易一般の実施に関する要件を同省が定めているからである。

MDC とエネルギー省が参加しているのは、2000 年電気通信・マルチメディア法による。同法は知的所有権の規制について定めていない。両組織が加わっているのは、特定のネットワーク・サービス・プロバイダー、アプリケーションまたはコンテンツ・アプリケーション・サービス・プロバイダーに関するライセンス付与要件があり、同法に消費者保護規定が盛り込まれているためだろう。MDC には、コンピューターやインターネットに関係のある犯罪について必要な知識があるため、その点でも対策委員会を支援することができる。

法務長官室は法律の制定・施行のさまざまな側面、特に副検察官が実施できる上記の各法律に定める犯罪の起訴に関与する。

対策委員会の残りのメンバーが加わっている理由は非常に明白であり、その構成と目的については本報告書のこれまでのセクションで詳しく論じたとおりである。

対策委員会の役割をよりよく調整して高めるために、さらに以下の三つの小委員会を設けている。

- (i) 事務局長を委員長とする施行委員会
- (ii) 第一事務局次長を委員長とする立法委員会
- (iii) 第二事務局次長を委員長とする教育・広報委員会

対策委員会の目標は、さらに二つに分けることができる。第一に短期的目的であり、第二に長期的政策である。

短期的目標は以下のように要約することができる。

- (i) 知的所有権の保護や関連法の施行に関する各種政府機関の権限を明らかにすること。
- (ii) 上記機関が実施すべき活動を承認・調整すること。
- (iii) 著作権侵害活動を抑えるための共同活動を計画すること。
- (iv) 上記活動の実施に関するガイドラインを作成すること。
- (v) セミナーなどの各種プログラムを通して一般の意識を高めるキャンペーンを計画すること。

- (vi) 著作権の促進に係りのあるデータ情報を収集すること。
- (vii) 各機関が実施した活動を適宜評価すること。
- (viii) 知的所有権分野における事態の展開と現状について大臣に報告・助言すること。

対策委員会の長期的目標・政策は以下のとおりである。

- (i) 調査を実施し、必要に応じて現行法規の修正を提案すること。
- (ii) 著作権を保護するために新しい法律が必要かどうか調査すること。
- (iii) MITI、FINAS、市議会、地方議会等の関連機関が定めるすべてのライセンス付与条件を修正すること。
- (iv) 弱点を補強するために実施・施行手続きを修正すること。

対策委員会は、間接的にはあるが同様に著作権侵害活動を抑える各種の法律を施行する異なる省庁のさまざまな政府機関で構成され、各機関は対策委員会の委員長である事務局長に著作権法施行の実施または援助を命じられる場合があるため、異なる省庁間ならびに民間施行機関との間で調整・協力を改善すべきである。

対策委員会の発足から 2000 年 7 月 31 日までの間に、内国貿易・消費者問題省施行部は合計 14 万 2,772 カ所を検査した。同省が施行する各種の法律に従って、合計 4,327 件が起訴された。それぞれの法律に基づく件数は下表のとおりである。

法律	件数
1980 年価格統制(製造者・輸入者・生産者・卸売業者によるラベル添付)命令	2675
1972 年取引説明法	657
1993 年価格統制(小売業者による価格表示)命令	636
1952 年映画(検閲)法	212
1987 年著作権法	150
その他	15

同時期に対策委員会の他の政府機関が担当した事件の総数は以下のとおりである。

政府機関	件数
マレーシア警察	247
FINAS	46
関税・消費税局	42
検閲委員会（内務省）	42
地方当局	18

第 4 部：政府機関と非政府機関との相互作用

民間施行機関と政府施行機関との相互作用・協力関係は、複数の段階に分けると最も分かりやすい。

A. 調査・準備段階

残念ながら、施行部や税関を初めとする各種政府機関には、独立の情報担当部署や専門調査チームがない。警察の商事部は、著作権侵害よりもはるかに優先されている多くのホワイトカラー犯罪や商事事件に取り組みなければならない。要するに、侵害活動の監視・監督に集中的に人的資源を配置することが難しい。

その結果、マレーシアの民間施行機関すべてが独自の情報担当部署を設け、情報収集、調査の実施、侵害活動に関する市場・産業の監視を行っている。侵害活動が見つかったら、これらの機関は建物の正確な場所と間取り、営業時間、流通ネットワーク、労働者数など、必要な情報をすべて入手する。

この調査プロセスは、行政救済を希望するすべての個人権利所有者が実施しなければならず、この調査を委託できる専門調査会社がいくつかある。

十分な情報が集まったら、施行機関または権利所有者は、侵害されたと主張される作品の知的所有権（著作権、商標など）を確認する文書を照合しなければならない。

著作権については、第 1 部で説明したように、民間施行機関が施行を代行する場合、一般に著作権所有者の正当な権限を有する代理人か代表者が、著作権法第 42 節に基づいて誓約を行う。

その誓約の中で、作品のコピーと著作権所有者からの必要な委任状、決議文または許可証を提示する。誓約は、著作権の存在、保護を受ける資格、当該作品の著作権所有についてなされる。

この誓約は、当該作品の著作権の明白な証拠とみなすものとする。

商標については、登録証明書が非常に重要である。侵害品が正確な偽造品でない場合、所有者は 1972 年取引説明法第 16 節に従って最高裁判所に取引説明命令を申請し、侵害品に使用される特定の商標や体裁が登録商標を侵害しているか申請者の製品を詐称しており、虚偽の取引説明であるという宣言を求める必要があるかもしれない。

これらの規定については第 1 部で詳しく説明した。この申請は最高裁への申し立てによって行い、所有者かその正当な権限を有する代表者の宣誓供述書によって裏付けなければならない。この申請は一般に一方的なものであり、被告には手続きの中で意見を述べる機会が与えられないため、あとで被告が行う可能性のある抗弁も含めて、当該事件の重要な事実をすべて完全かつ率直に開示することが絶対に必要である。

取引説明命令には厳しい効果があるため、司法制度では一方的聴聞会を認めず、訴状を被告(特定できる場合)に送達することを命じたり、(被告を特定できない場合は)申し立ての広告を出して公表することを義務づけたりする傾向が強まっている。

取引説明命令は、権利を侵害する特定の商標や体裁が、場合によっては違反者に対する刑事訴訟において虚偽の取引説明に当たるという最終的かつ決定的な証拠となる。

取引説明命令、誓約、登録証明書または所有権を証明するその他の文書など、適切な資料がそろえば、次の段階は各政府機関に正式に苦情を申し立てることである。

B. 苦情の申し立て

公式的・法律的に、侵害活動に関して一般からの苦情を受け付ける方法を定めているのは、取引説明法と著作権法だけである。関連政府機関は施行部と警察である。税関、FINAS、国家検閲委員会には、そのような公的救済の根拠となる法的規定がない。ここでは著作権特別対策委員会が非常に重要な役割を果たす。

施行部が受け付けた苦情は、対策委員会に加わっている政府機関のいずれかに付託

し、適切な措置を講じさせることができる。以前なら、民間施行機関が異なる省庁の他の政府機関の援助を得るには、もっと強く働きかけなければならなかっただろう。対策委員会では、これらの各種機関が統一戦線として協力しながら著作権侵害と闘っている。個人権利所有者が他省庁の行政措置を求めて対策委員会に苦情を申し立てた場合も、適切な措置が講じられる可能性が従来よりも高くなるだろう。

苦情は一般に書面による正式な形で、対策委員会、すなわち同委員会を監督している国内取引消費者省施行部に提出しなければならない。しかし民間施行機関に関しては、一般に口頭で苦情を申し立てたあと、各担当官と会合を開いて当該侵害活動に取り組むロジスティックスや戦略について議論する。

侵害を直接的に訴える苦情でない場合、政府機関はその苦情を検討するために時間を必要とすることがある。それ以外の場合、特に映画・音楽・ソフトウェア関連の著作権侵害に関しては、ほぼ即時に措置を講じることができる。

特定機関がどのくらい速やかに行動できるかは、タイミングや担当官の利用可能性にもよる（例えば施行部は、祝祭シーズンにかけての時期には価格統制関連法規にかかりっきりになり、必然的に著作権・商標侵害関連の措置を講じるために必要な人員が足りなくなる）。

関連政府機関が一斉検挙の実施を決定したときには、すでに原告が必要な調査をすべて済ませ、検挙する場所に関する詳しい情報を提供しているであろうから、施行は速やかに行われる。

C. 施行

一斉検挙に当たっては、民間施行機関の代表者や個人原告が担当官に同行するのが一般的である。事務弁護士は最初から、つまり最初の苦情申し立て段階から一斉検挙・起訴まで、担当官と連絡を保つ場合が多い。

これらの代表者は苦情を申し立てられた侵害活動の詳細や施行の後方支援的側面により詳しく、侵害品の確認を支援することもできるので立ち会う必要がある。一斉検挙の場所によっては、押収品や運搬具を保管する倉庫や保管庫、施設が足りない場合もある。

原告や民間施行機関から支援を受けるには、押収品を倉庫まで運ぶ手段と保管する

ための倉庫や保管スペースを提供しなければならない場合もある。担当官は、安全な倉庫を利用する権利を与えられる。

捜索と商品の押収に成功すれば、立ち会った原告かその代表者は、調査官に一覧表を提出して押収品を確認することを求められる。

捜査が終わったら、調査官は、施行部の検察官か法務長官室のどちらか適切な方に妥当な勧告を提出する。

D. 起訴

報告書と証拠の審査が終われば、どの法律に基づいて違反者を告発するか、どの程度の重さの犯罪・刑罰であるかによって、治安判事が治安判事裁判所のどちらかに起訴することができる。

この段階で民間施行機関と個人原告の両方は、検察官をさらに支援するため、自らの所有権の証明に必要なすべての文書とオリジナル製品の証拠物を整理して提出する。

一般に原告は事務弁護士を指名し、刑事手続きの訴訟事件摘要書を作成させる。訴訟事件摘要書にはいくつか利点がある。第一に、事務弁護士は関連知的所有権法をめぐり法律問題を明らかにするうえで、検察官や（特には）裁判所を支援する。第二に、刑事手続きの実施・結果は、検討中または進行中の民事手続きに影響を及ぼす場合がある。第三に、原告かその代表者がいれば、政府を支援するだけでなく、より厳しい刑罰を求めて働きかけることにもなる。

上で詳述した各段階から、民間施行機関が政府施行機関と非常に緊密に協力していることは明らかである。

第5部：民事上の訴訟権と救済

政府の施行機構に訴えるだけでなく、侵害者に対して民事上の施行措置が講じられることも多い。民事上の訴訟原因は、現行の知的所有権、特に特許・工業デザイン（いずれも行政施行に相当する民事上の手段がない）・著作権・商標の侵害、コモンロー上の詐称通用行為に求めることができる。

これらの知的所有権関連法はすべて、第三者に対する独占的な利用権・管理権を権利所有者に与えている。政府機関による施行が実施されれば、所有者は侵害者に金銭的補償を求めることを主な目的として民事訴訟を起こす。

行政施行によって一斉検挙と侵害品の押収が行われた（違反者が恐れて活動を再開しないため、少なくとも事件が終結するまでは、そのような施行措置が実質的に差止命令の効果を発揮する）場合でも、起訴されたり有罪判決を受けたりするまで活動を続ける違反者もいるかもしれない。その場合、施行部は人手不足で個々の違反者を厳密に監視できないことがあるため、権利所有者は民事訴訟を起こして暫定的差止命令を求めざるをえなくなる。

権利所有者や知的財産所有者が利用できる主な救済は、侵害行為の結果被った損害の賠償請求と、将来の侵害発生を防止する本案的差止命令である。求められる救済の性質上、民事訴訟は最高裁で起こされる。特に著作権の場合は、さらに宣言的命令を求めて保護対象作品の所有権を主張するときもある。

差止命令は一種の司法救済であり、裁判所が当事者にある行為を控えるよう命令したり（禁止的差止命令）特定の行為の実施を強制したり（作為的差止命令）する。

知的所有権に関するほとんどの民事事件では、裁判の結果が出るまで被告に侵害活動の続行を中止させるために暫定的救済も求められる。一般的に求められる措置は中間的差止命令であり、当事者の一方または双方が取得する。一方的申請は当事者の一方（すなわち原告）だけが申し立て、被告には裁判所での表示や陳述の機会が与えられない。

予防的差止命令、すなわち、すでに犯された罪ではなく犯されるおそれがあるにすぎない罪を抑制する差止命令は、その性質・目的によって当事者の一方だけが申請する。予防的差止命令を得るには、申請者は自分が重大な侵害の差し迫った危機に直面していること、差止命令が認められなければ身を守れないことを証明しなければならない。

1980年最高裁規則の命令 29 規則 2A により、最高裁には、当事者の一方が申請した中間的差止命令について審理する権限がある。2000年9月21日に施行された2000年最高裁規則（修正）に従い、一方的差止命令は、21日以内に取り消されるか廃棄されない限り、21日が経過した時点で自動的に失効する。

最も重要なのは、一方的差止命令は事件の緊急性に基づいて付与されるものであるため、侵害活動の発見から差止命令の申請までの間に時間的ずれがあってはならないことである。

最高裁で一方的差止命令を受けるには、厳しい条件を満たさなければならない。命令 29 規則 3 によれば、一方的差止命令の申請を支持する宣誓供述書には、以下の事項に関する「明白かつ正確な陳述を記載しなければならない」。

- (a) 当該手続きで被告にクレームをつける原因となる事実
- (b) 中間的救済を求める原因となる事実
- (c) 被告への通知の詳細や（通知を出していない場合は）通知しなかった理由など、一方的申請を正当化する根拠となる事実
- (d) 訴訟におけるクレームや中間的救済の要求に対して、被告が主張している（もしくは主張すると思われる）答弁
- (e) 過去に他の裁判官に対し類似の一方的申請が提出されたかどうか、提出された場合は、その過去の申請で他の裁判官が講じた措置
- (f) 要求する正確な救済

これらの厳格な要件は、申請者による完全かつ率直な開示を保証するとともに、厳格な救済の乱用を防止するために法律で定められた保護措置である。この命令に厳密に従わなければ、申請は認められない。

命令 29 規則 2 (BA) に基づき、一方的差止命令は命令の日から 1 週間以内に被告に送達しなければならず、差止命令を出す場合、裁判所は 21 日以内に両当事者の聴聞会の開催日を直ちに決めなければならない。

中間的あるいは本案的差止命令を出すかどうかは、裁判所の裁量に委ねられる。裁判所は「差止命令の目的は申請者に対する明示または暗示の義務の不履行を防止するか、申請者が自分の財産に関する権利を行使し、財産を利用できるよう保護することである」という原則に従う。差止命令を出すのは、引き起こされる可能性のある損害を確認する基準がない場合や、金銭的補償では適切な救済にならない場合に限られる。

中間的差止命令は問題を完全に解決できる場合が多いため、特に重要である。

裁判所は作為的差止命令を出したがらないが、それはこの命令が被告に積極的行為を求めるものだからである。この文脈では、作為的差止命令によって、著作権を侵害した複製

品を申請者に引き渡すよう被告に求める場合がある。

知的所有権の施行においては、アントン・ピラー命令と呼ばれる特殊な中間的差止命令が大いに役立つ。この命令は一般に政府施行機構による措置の代わりに出される。

アントン・ピラー命令は被告に対し、申請者が被告の建物に立ち入り、有罪の証拠となる文書や財産を捜索・押収することを認めさせる命令である。したがって、これは特殊な作為的差止命令である。裁判所はアントン・ピラー命令が厳格な措置であることを十分に認識しているため、この命令は例外的な場合にしか出されない。

アントン・ピラー命令は捜索令状に似ているが、建物への強制的立ち入りを認めていない点で区別することができる。しかし、被告は立ち入りの許可を拒否すれば、法廷侮辱罪に問われる場合がある。

アントン・ピラー命令は、意外性の要素が重要である場合に利用される。申請が必要だが、これは一般に当事者の一方のみによってなされる。この命令を受けるには、アントン・ピラー命令が適切であることを説明する事実を明記した宣誓供述書を提出する必要がある。命令が誤って出されたことが分かった場合、申請者は被告への損害賠償を約束しなければならない。損害賠償に関するそのような約束は、一般に中間的差止命令を求める申請者全員に求められる。

立ち入りは、申請者が指名した独立の事務弁護士が、必要に応じて原告の援助を受けながら行う。しかし、命令に明確に記載・規定されているものしか、複写したり持ち出したりすることができない。

アントン・ピラー命令には、被告を保護する追加的措置を明記しなければならない。例えば、被告に法的助言を受ける十分な機会を与えるべきであり、したがって命令は標準労働時間中に施行しなければならない。

アントン・ピラー命令を出すかどうかを裁判所が決定する際に基礎となる原則は、以下のとおりである。

- 1) 申請者側に非常に有力で明白な訴訟原因があること。
- 2) 申請者が非常に重大な損害を被る危険があること。
- 3) 被告が当該文書・財産を所有していることを示す明白な証拠があること。

- 4) 両当事者による申請を行う前に、被告が問題の証拠を搬出または廃棄するであろう現実の脅威があること。

BSA を除いて、民間施行機関は一般に民事訴訟を起こさないが、多くの場合、裁判手続き全体を通さなくても問題は解決する。民事訴訟を起こす場合、権利を侵害された民間施行機関の関連メンバーは自らの名前で提訴する。違反者に対する有罪判決が下りれば、民事訴訟はまず間違いなく解決する。

民事救済は一般に個人権利所有者が、政府機関による施行手段に加えて、あるいはそれに頼らずに求める。

第 6 部：知的所有権施行の未来

進むべき正しい道を決定するには、現行施行構造の短所・弱点を調べなければならない。

ここでは現在の短所を徹底的に掘り下げるのではなく、列挙するにとどめる。

- 人手不足
- 知的所有権問題に詳しい訓練を受けた熟練スタッフの不足
- 施行機関における調査・情報担当部署の不備
- 調整の不足
- 設備（例えば機器、保管庫など）の不足

著作権特別対策委員会は、マレーシアの行政施行の効果が高まっていることを示す非常に明るい徴候だが、上述の本質的な弱点を克服していない。

最も深刻な問題は、知的所有権問題に専門的に取り組む訓練を受けた熟練担当官の不足である。著作権侵害率が上昇する中で担当官はますます不足しており、これらの政府機関は期待する程には十分に捜査を開始して独自に犯罪を調べることができない。

その結果、施行活動を成功させるために、民間施行機関に頼って監視・捜査の任務や必要な基本的活動を実施する傾向が強まっている。

国内取引消費者大臣主導のイニシアティブにより、オーストラリア、香港を初めとする国々の政府施行機関の構造・活動を観察・研究しており、政府は時間をかけてこれらの問題に取り組む予定である。

結論

マレーシアの知的所有権関連法は、TRIPS 協定に従って修正・更新すれば、偽造・著作権侵害問題に適切に対処することができるだろう。上で指摘した短所を克服し、施行措置を改善しなければならない。

この報告書では、マレーシアの関連法、施行機関、民間施行機関を可能な限り包括的に取り上げようと努力した。本報告書で取り上げたもの以外に、申し立てられた侵害活動に固有の状況に適した該当諸法規があるかもしれない。それらの侵害活動は規則的に発生しておらず、民間施行機関も関連法規をあまり利用していないため、本報告書では検討しなかった。

この報告書は、2001年3月30日現在のマレーシアにおける知的所有権法施行機構の一般的な概観・説明を示すものである。

訳 註：

原文 P52 の表中で左から 4 番目の Division 名が不明でしたが、訳文中では、前後から判断して「D」部としました。

[特許庁委託事業]

マレーシアのエンフォースメント機関の実態編

[発行] 日本貿易振興会 経済情報部
〒105 - 8466 東京都港区虎ノ門2 - 2 - 5
Tel : 03-3582-5198
Fax : 03-3585-7289
2001年3月発行 禁無断転載